

令和3年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針について

（令和3年9月24日）
閣議決定

国は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第4条第3項に基づき、令和3年度における中小企業者に関する国等の契約の基本方針を別紙のとおり定める。

令和3年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針

第1 中小企業者の受注の機会の増大の意義及び目標に関する事項**1 中小企業者の受注の機会の増大の意義**

我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にある。こうした中で、我が国経済を持続的発展の軌道に乗せていくためには、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者（以下「中小企業・小規模事業者」という。）の受注機会の増大を図り、その事業活動の活性化を図ることが重要である。

特に、新型コロナウイルス感染症によって、依然として多くの中小企業・小規模事業者が影響を受けていることから、早期の事業立て直しのため、官公需発注において中小企業・小規模事業者への更なる配慮が必要である。

また、東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風及び令和2年7月豪雨が甚大な被害をもたらし、依然、被災した中小企業・小規模事業者の一刻も早い復旧・復興が課題となっていることにも留意する必要がある。

さらに、政府が進める「働き方改革」にも引き続き対応していくことが求められており、令和2年4月から働き方改革関連法が中小企業にも適用され、官公需における発注や納入時期の平準化や弾力化、適正な納期や工期の確保などに配慮を行い、受注者である中小企業・小規模事業者が労働時間の短縮や労働条件の改善を行うことができるよう、特段の配慮を行うことが求められている。加えて、令和3年度においては、最低賃金額の大幅な引上げが予定されている。このため、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど、受注者である中小企業・小規模事業者が最低賃金法を遵守する義務を履行できるよう配慮する必要がある。

国等（官公需法第2条第3項に規定する国等をいう。以下同じ。）は、地方公共団体との連携も踏まえつつ、新規中小企業者（官公需法第2条第2項に規定する新規中小企業者をいう。以下同じ。）に対する措置も含め、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に向けた一層の取組に努めるものとする。

なお、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第3条第1項において「独立した中小企業者」を施策の対象とする旨を規定していることを踏まえ、大企業の支配下にあるいわゆる「みなしだ企業」については、これを対象に含まないことに留意するものとする。

2 中小企業・小規模事業者向け契約目標

国等は、第2、第3及び第4に掲げる措置を講ずること等により、国等の契約のうち、官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約金額の比率が前年度までの実績を上回るよう努め、前年度においては国等全体として60%を目指してきた。令和3年度も引き続き新型コロナウイルス感染症拡大の影響に鑑み、中小企業・小規模事業者に対してこれまで以上に配慮する観点から、さらにこれらの措置を強化し、国等全体として61%、金額が約4兆8,240億円になるよう目指すものとする。

このうち、新規中小企業者の契約比率についても、前年度までの実績を上回るよう努め、国等全体として引き続き3%を目指すものとする。

なお、国等は、中小企業・小規模事業者向け契約の実績金額について、各府省及び公庫等（官公需法第2条第3項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）別に、物件、工事及び役務別の情報を公表するとともに、新規中小企業者向け契約の各府省及び公庫等別の実績金額について公表するものとする。

また、中小企業庁は、令和2年度の国等の官公需総実績金額に占める中小企業・小規模事業者若しくは新規中小企業者向け契約の実績金額の比率が前年度と比較して大きく低下している又は令和3年度における国等の官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者若しくは新規中小企業者向け契約目標の比率を大きく下回る機関に対し、必要に応じ、改善に向けた取組について聴取を行うものとする。

さらに、国等は、競争促進に資する新たな指標として、入札件数等の情報提供に努めるものとする。

3 各省各庁の長及び公庫等の長による契約の方針の作成及びその推進体制の整備

各省各庁の長及び公庫等の長は、官公需法第5条第1項に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（以下「国等の契約の基本方針」という。）に即して速やかに「中小企業者に関する契約の方針」を作成するとともに、同方針に定められた措置等を推進するための体制を整備するものとする。原則として、当該体制には各機関の全ての内部組織が参画することとし、特に会計・調達担当部局が主体的に関与することが必要である。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

国等は、中小企業基本法第3条に掲げる基本理念に則り、中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化を図るため、国等の契約の基本方針に基づき、以下のとおり中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置を講ずる。その運用に際しては、明らかに中小企業・小規模事業者の参入の余地がないと考えられる案件を除き、国等は、中小企業・小規模事業者が受注し易い発注となるように工夫するとともに、調達する物件等（工事及び作業その他の役務並びに物件をいう。以下同じ。）の受注を確保しようとする独立した中小企業・小規模事業者の自主的な努力を助長し、公正な競争が行われるよう配慮するものとする。

また、国等としても、必要な財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとするという、調達における経済性の原則の重要性を踏まえつつ、契約の内容や状況等に応じた適正な予定価格の作成により物件等の発注を推進するものとする。

なお、国等の契約の締結に当たっては、予算の適正な使用に留意し、消費税及び地方消費税については、その適正な転嫁を確保するとともに、人件費、原材料やエネルギーコストの上昇分について適正な転嫁を確保するものとする。併せて、東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風及び令和2年7月豪雨に係る措置をとる場合も含め、世界貿易機関政府調達協定、政府調達に関する我が国の各種行動計画、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）、犯罪対策閣僚会議決定（平成26年12月16日）等の犯罪や非行をした者を雇用している協力雇用主に関する事項及び女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）等との整合性を確保するものとする。

さらに、国は、民営化された独立行政法人等のうち、国及び地方公共団体がその株式の過半を保有している会社に対し、国等の契約の基本方針を参考として、可能な限り、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置を講ずるよう要請する。

1 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興を支援するため、国等は、特に以下の措置を講ずるものとする。

（1）官公需相談窓口における相談対応

国等は、被災地域の官公需相談窓口において、被災地域の中小企業・小規模事業者の相談に

適切に対応し、その受注機会の増大に努めるものとする。

(2) 適正な納期・工期の設定及び代金の迅速な支払

国等は、被災地域における物件等の発注に当たっては、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう適正な納期・工期の設定に配慮するとともに、代金の支払については、発注にかかる工事等の完了後（前金払、中間前金払においてはその都度）、速やかに行うよう努めるものとする。

(3) 地域中小企業の適切な評価

国等は、被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、緊急性、迅速性が損なわれないよう配慮しつつ、地域の建設業者等を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる役務及び工事等において適切な地域要件の設定や、地域への精通度等地域企業の適切な評価等に努めるものとする。

(4) 適切な予定価格の作成

国等は、被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、当該地域における需給の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ各都道府県における最低賃金額の改定も反映した額）等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成するものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等については、特に、最新の実勢価格や需給の状況等を考慮するよう努めるものとする。

(5) 科学的・客観的根拠に基づく適切な契約

国等は、物件の発注に当たっては、東日本大震災における原子力発電所事故に関して、単に周辺地域で生産されている等の理由により不当に取引を制限したり、返品等をすることがないよう、科学的・客観的根拠に基づき適切な契約に努めるものとする。

(6) 官公需を通じた被災地域への支援

国等は、被災地域の復興を支援するため、国等が直接運営する食堂等における食材や表彰等の行事における記念品等地域性の高い物品を調達する場合にあっては、被災地域の物品を積極的に調達し利用するよう努めるものとする。また、食堂運営や表彰等の行事が委託事業の場合は、受託者に対し被災地域の物品を積極的に調達し利用するよう奨励に努めるものとする。

さらに、国等の施設内で食堂を運営する事業者に対しても、被災地域の物品を積極的に調達し利用するよう奨励に努めるものとする。

2 平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風及び令和2年7月豪雨の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮

平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風及び令和2年7月豪雨の被災地域の中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興を支援するため、国等は、特に上記1に掲げる（1）から（4）までと同様の措置を講ずるものとする。

3 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する配慮

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対し、国等は、契約の着実な履行はもとより、特に以下の措置を講ずるものとする。

(1) 官公需相談窓口における相談対応

国等は、官公需相談窓口において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者の相談に適切に対応するものとする。

(2) 納期・工期の柔軟な対応及び代金の迅速な支払

国等は、中小企業・小規模事業者との物件等の契約において、納期・工期について柔軟な対応を行うとともに、代金の支払については、発注に係る工事等の完了後（前金払、中間前金払においてはその都度）、速やかに支払いを行うよう努めるものとする。

(3) 最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成及び契約金額の変更

国等は、契約を締結するに際し、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている需給の状況、原材料費及び輸送費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格を作成するものとする。また、契約の途中で需給の状況、原材料費及び輸送費等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、適切に対応するものとする。

(4) 入札参加機会の確保のための柔軟な対応

国等は、入札の公正性、透明性及び競争性に留意しつつ、案件ごとの事情を勘案した上で、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止しつつ中小企業・小規模事業者の入札参加機会の確保が図られるよう、入札手続等において意見聴取等が必要な場合にはオンラインでの会議等を最大限活用することや、入札参加者等と資料のやりとりをする際はメールや郵送等でも対応するなど、柔軟かつ適切な対応に努めるものとする。

(5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための経費の適切な計上

- ① 国等は、あらかじめ新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための対策が見込まれる場合には、これを仕様書等に明記するとともに、これに要する経費を算出し、契約金額へ適切に反映させるものとする。
- ② 国等は、契約締結後に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る業務等が追加で発生した場合には、受発注者間において契約金額の変更、履行期限の延長等に関する必要な協議を行うなど、柔軟かつ適切な対応に努めるものとする。

4 官公需情報の提供の徹底

国等は、透明性の向上と公正な競争の確保に留意しつつ、官公需に関する情報の中小企業・小規模事業者への提供促進のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 個別発注情報の提供と説明

- ① 国等は、物件等であって、一般競争、企画競争又は公募による発注に関連する情報及びそれらに係る落札結果等に関する情報を、ホームページへの掲載等により、中小企業・小規模事業者に提供するよう努めるものとする。
- ② 国等は、発注計画の策定が可能なものについては、これを積極的に定め、ホームページへの掲載等により、中小企業・小規模事業者に提供するよう努めるものとする。
- ③ 国等は、物件等の発注を行うに際しては、中小企業・小規模事業者の入札等が円滑に行われるよう、性能、規格等必要な事項について、仕様書に明記することにより、十分な説明に努めるものとする。

(2) 官公需情報ポータルサイトによる情報の一括提供

- ① 国等及び地方公共団体がホームページで提供している発注情報について、小企業者（概ね従業員5人以下の事業者をいう。以下同じ。）を含む小規模事業者が必要な新着情報を自動

配信等の形で、より迅速かつ的確に入手できるようとする。このため、中小企業庁は、官公需情報ポータルサイトの利用促進を図るために、中小企業団体中央会、商工会及び商工会議所等の支援機関と連携して、特に小企業者を含む小規模事業者に対する普及促進に努めるとともに、利用者のニーズを踏まえた改修を行い、運営する。

- ② また、中小企業・小規模事業者の自主的努力を助長するため、当該サイトにおいて、国等が公表する競争契約参加資格申請に関する情報をはじめとした官公需に関する情報を一元的に集約し、中小企業・小規模事業者に提供するものとする。
- ③ さらに、中小企業・小規模事業者を支援する機関においては、その支援ツールとして当該サイトの活用を促進するものとする。

(3) 官公需に関する相談体制の整備

- ① 国等は、官公需の受注に意欲的な中小企業・小規模事業者の受注能力の向上に資するよう、中小企業・小規模事業者の相談に応じ、資格登録、入札に関する手続等について情報を提供する等必要な指導に努めるものとする。
- ② 国等は、契約担当官等（公庫等においてはこれに準ずる役職）を置いている部局ごとに官公需相談担当者を明確にし、「官公需相談窓口」を常設するとともに、当該窓口の所在情報を中小企業庁が取りまとめ、公表するものとする。
- ③ 中小企業庁は、中小企業団体中央会が「官公需総合相談センター」を設置し、官公需に関する中小企業・小規模事業者からの相談に応じ適切な支援及び情報の提供等の充実を図る取組を支援する。
- ④ 国等は、商工会及び商工会議所等の支援機関と連携して、特に小企業者を含む小規模事業者の経営課題に応じた官公需情報の提供を充実させ、加えて、「働き方改革」に対応するための中小企業・小規模事業者からの相談に応じ、適切な支援に努めるものとする。

5 中小企業・小規模事業者が受注し易い発注とする工夫

(1) 総合評価落札方式の適切な活用

国等は、物件等の発注に当たっては、内容に応じて総合評価落札方式の適切な活用に努め、評価の際に価格以外の要素を適切に評価するとともに、その前提として品質・機能の水準等を明確にする発注仕様書の作成に努めるものとする。

また、国等は、総合評価落札方式の活用に当たっては、審査項目の設定方法等についての検討を行う。

(2) 分離・分割発注の推進

- ① 国等は、物件等の発注に当たっては、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討した上で、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等を含んだ物件及び役務の発注に当たっては、同様に、経済合理性・公正性等を検討した上で、商品等を種類ごとに分離することや契約期間を一定期間ごとに分割すること等の分離・分割発注を行うよう努めるものとする。

- ② 国等は、分離・分割発注に際し、分野に応じて、部内の人材育成又は外部人材の活用等により、発注能力の向上等体制整備に努めるものとする。
- ③ 公共工事においては、公共事業の効率的執行を通じたコスト縮減を図る観点から適切な発注ロットの設定が要請されているところであり、国等は、かかる要請を前提として分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

(3) 適正な納期・工期、納入条件等の設定

① 国等は、物件等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、予算の繰越しや国庫債務負担行為の活用、発注見通しの公表、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定し、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するものとする。併せて、発注時期の平準化等の状況をモニターするなど、受注する中小企業・小規模事業者が長時間労働せざるを得ないような発注・契約の実態把握に努める。

また、契約後に受注者から「働き方改革」に関する相談があった場合には、上記4（3）に掲げる官公需に関する相談体制を活用するよう努めるものとする。

② 国等は、物件の発注に当たっては、納入場所、納入回数をはじめとする納入条件等について、明確なものとするよう努めるものとする。

③ 国等は、物件等の発注に当たっては、真にやむを得ないと認められる場合を除き、直接の銘柄指定はもとより原材料等の間接の銘柄指定等を行わないものとする。

なお、参考銘柄として固有の商品を例示する場合にあっては、複数の商品を例示する等、実質的な銘柄指定とならないよう配慮するものとする。

（4）調達・契約手法の多様化における中小企業・小規模事業者への配慮

① 国等は、一括調達又は共同調達を行う場合には、経済合理性に留意しつつ、適切な調達品目の分類化を行い、対象品目を選定するとともに、適切な配送エリアの設定を行うよう努めるものとする。

また、単価契約の際には、適正な予定数量を設定するよう努めるものとする。

② 国等は、既に実施されている総合評価落札方式、一括調達及び共同調達以外の新たな調達・契約手法の多様化を行う場合には、中小企業・小規模事業者の事業環境への悪影響が生じることのないよう適切な要件設定等を行うとともに、経済合理性に留意しつつ、積極的に中小企業・小規模事業者の受注機会を確保するよう努めるものとする。

（5）知的財産権の取扱いの明記

国等は、物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、当該知的財産権の取扱いについて書面をもって明確にするよう努めるものとする。

また、当該知的財産権の財産的価値について十分に留意した契約内容とするように努めるものとする。

その際、契約に当たって、調達コストの適正化や著作物の二次的活用を図る観点から、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項のコンテンツに該当し、著作権等の知的財産権の発生が含まれる場合には、発注者は当該知的財産権の全部又は一部を譲り受けず受注者に帰属させるコンテンツ版バイ・ドール契約の活用を促進するよう努めるものとする。

（6）同一資格等級区分内の者による競争の確保

① 国等は、一般競争及び指名競争を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保すること等により、官公需適格組合を含む中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るものとする。

② 国等は、一括調達又は共同調達による発注を行う場合には、競争参加者の資格の設定に際し、中小企業・小規模事業者の受注機会の確保に配慮するため、予定価格に対応する等級の者に加え、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用を図るものとする。

③ 国等は、資格等級に対応する契約の予定金額については、価格水準の変動等をも勘案しつつ、適時見直しを行う等一層の適正化を図るとともにこれを公表するものとする。

（7）中小企業官公需特定品目等に係る受注の機会の増大

- ① 国等は、中小企業官公需特定品目（織物、外衣・下着類、その他の纖維製品、家具、機械すき和紙、印刷、潤滑油、事務用品、台所・食卓用品及び再生プラスチック製製品）の発注を行うに際し、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るものとする。
- ② 国等は、中小企業官公需特定品目及び中小工事等に係る発注に当たって、指名競争による場合及び少額の契約であって随意契約（以下「少額の随意契約」という。）による場合にあつては、官公需適格組合を含む中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

（8）調達手続の簡素・合理化

- ① 国等は、競争契約参加資格者の審査について、申請書類の統一化及び申請手続の簡素化等を一層推進するものとする。
- ② 国等は、国における競争契約参加資格審査申請手続の電子化の実施状況及び入札・開札手続の電子化の導入状況等を踏まえ、中小企業・小規模事業者の円滑な対応に留意しつつ、電子的手段の導入に努めるものとする。

（9）地方公共団体と連携した「働き方改革」に留意した発注の共有

- ① 中小企業庁は、関係省庁（総務省、経済産業省、国土交通省）と連携し、地方公共団体幹部が一堂に会する「都道府県中小企業者調達推進協議会」（以下「都道府県調達推進協議会」という。）（注）において、官公需の発注時期等の平準化に必要な取組や要請を行うものとする。

（注）47都道府県が参加し、国及び地方公共団体の調達の取組に関する情報の共有や連携方策に関する協議を行う場。

- ② 中小企業庁は、関係省庁（総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）と連携し、官公需確保対策地方推進協議会（以下「地方推進協議会」という。）（注）において、官公需の発注時期等の平準化に必要な取組の説明、意見交換を行い、発注の際に留意する事項を地方公共団体と共有するものとする。

（注）中小企業庁及び各経済産業局等の担当者が、国等の地方支分部局及び地方公共団体等の担当者に対し、国等の契約の基本方針の内容を説明するとともに、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るための方策等について意見交換を行う場。全都道府県で開催。

- ③ 国等は、「地域発注者協議会」（注）等において、公共工事等（公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。以下同じ。）の施工時期等の平準化に必要な取組について、発注者間で情報交換や連絡・調整を行うとともに、地方公共団体等における公共工事等の発注時の共通の課題への対応や各種施策の共有を図るように努めるものとする。

（注）公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第22条の規定に基づき定められた発注関係事務の運用に関する指針において、地域ブロックごとに組織された協議会で、発注者間の連携を図る場。

6 中小企業・小規模事業者の特性を踏まえた配慮

（1）小企業者を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮

- ① 国等は、小企業者を含む小規模事業者が顧客との信頼関係に基づき国内外の需要の開拓等を行い、地域経済や雇用の重要な担い手となっていることを踏まえ、一般競争において適切な地域要件の設定に努めるとともに、総合評価落札方式における地域への精通度等の評価を行う際、契約内容の履行の確保を行う観点から、迅速な対応の可否等を評価項目に加えることが必要である場合には、これを十分考慮するものとし、受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

- ② 国等は、特に指名競争による場合及び少額の随意契約による場合であって、小企業者を含む小規模事業者を活用することが契約内容の履行を確保する観点から必要であるときには、

受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

(2) 技術力のある中小企業・小規模事業者に対する受注の機会の増大

国等は、技術力のある中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るために、政府調達（公共事業を除く。）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について」に基づく入札参加機会の拡大措置の一層の活用に努めるとともに、技術力の正当な評価を踏まえ、技術力のある中小企業・小規模事業者に関する入札参加資格の弾力化を一層進めるものとする。

(3) 地域の中小企業・小規模事業者等の積極活用

国等は、地方支分部局等において消費される物件等については、極力地方支分部局等における調達を促進することにより、地域の中小企業・小規模事業者等の受注機会の増大を図るものとする。

(4) 中小企業・小規模事業者の適切な評価

- ① 国等は、地域の建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事等の発注に当たっては、適切な地域要件の設定や、地域への精通度等地域企業の適切な評価等に努めるものとし、さらに、地方公共団体におけるこれらの取組を促進するものとする。
- ② 国等は、工事等以外の物件及び役務の発注に当たっても、地域への精通度等が契約の円滑かつ効率的な実施の重要な要素となる場合にあっては、これを十分考慮するものとし、一般競争においては適切な地域要件の設定や総合評価落札方式における地域精通度等地域の中小企業・小規模事業者の適切な評価等と積極的な活用に努めるものとする。
- ③ 国等は、業務継続のため必要な物件及び役務の発注に当たって、協定等を通じて災害時における継続的な供給体制を構築しようとする場合には、必要に応じ、官公需適格組合を含む地域の中小企業・小規模事業者の適切な評価等とその積極的な活用に努めるものとする。

(5) 中小建設業者に対する配慮

- ① 国等は、中小建設業者を取り巻く現下の諸情勢に鑑み、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、必要な工期を確保するため、国庫債務負担行為の活用や中小工事の早期の発注等により、施工時期の平準化を図る等により、中小建設業者に対し特段の配慮を払い、その受注機会の増大に努めるものとする。併せて、発注時期の平準化、工期の変更等の状況をモニターするなど、受注する中小建設業者が長時間労働せざるを得ないような発注・契約の実態把握に努める。
また、契約後に受注者から「働き方改革」に関する相談があった場合には、上記4(3)に掲げる官公需に関する相談体制を活用するよう努めるものとする。
- ② 国等は、一般競争や指名競争を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保するものとするが、優良な工事成績を上げた中小建設業者に対しては、施工能力等を勘案し、上位の等級に属する工事に係る競争に参加できるようにする等積極的に受注機会の確保に努めるものとする。
- ③ 国等は、特に、公共工事に関する発注に当たっては、共同による請負の適切な活用の一層の推進等により、中小建設業者に対する受注機会の増大に努めるものとする。
- ④ 国等は、地域の建設業者、専門工事業者等の中小建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事については、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。これにより、中小建設業者の受注機会の増大に努めるものとする。
- ⑤ 国等は、地方公共団体と連携して、発注関係事務の運用に関する指針及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針などを踏まえ、地方公共団体の取組の「見える化」をはじめとした方策を通じて、公共工事等の実施に必要な工期・履行期間の確保及

び地域における公共工事等の施工時期等の平準化を図る。これにより、中小建設業者の受注機会の増大に努めるものとする。

(6) 事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮

国等は、自然災害等の発生時における安定的な供給体制の確保及び中小企業・小規模事業者の災害への備えを促進していくことの重要性に鑑み、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第56条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第58条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者の積極的な活用を図り、当該者の受注機会の増大に努めるものとする。

(7) 中小石油販売業者に対する配慮

- ① 国等は、国等又は地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結し、官公需適格組合の証明を受けている組合をはじめとする石油組合を対象として、災害時だけではなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、例えば、一般競争においては、当該協定を締結していることや国等又は地方公共団体の管内に燃料供給拠点を有することなど適切な地域要件の設定を行うことにより、当該協定を締結する石油組合及び当該協定に参加する中小石油販売業者に係る受注機会の増大に努めるものとする。
- ② 国等は、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。
- ③ 国等は、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、当該石油組合との随意契約を行うことができることに留意するものとする。

(8) 創意工夫のある中小企業・小規模事業者の参入への配慮

国等は、新市場、新産業の創出・育成による雇用創出の重要性に鑑み、中小企業・小規模事業者が取り組む创意工夫の積極的な活用を図り、受注機会（公共事業を除く。）の増大を図るよう特段の配慮に努めるものとする。

その際、中小企業庁が取りまとめる女性や青年等をはじめとした中小企業・小規模事業者が行う新規開業及び中小企業・小規模事業者が行う販路開拓活動の基礎となる企画力・提案力等をいかした创意工夫に係る事例集を参考とし、発注者が求める品質・機能水準等を適切に盛り込んだ発注仕様書の作成や、競争参加者の資格設定に際し、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるとともに、総合評価落札方式における创意工夫による価値の適切な評価に努めるものとする。

(9) 外注における地域の中小企業・小規模事業者の活用及び人件費確保等の周知

国等は、役務及び工事等において外注（下請や二次下請等を含む。以下同じ。）が必要な元請事業者に対し、契約内容の履行の確保を行う観点から必要がある場合には、外注に際して当該元請事業者が地域の中小企業・小規模事業者の活用を考慮し、その人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額）を確保するとともに、外注先との間で予め書面により作業内容、人件費単価、期間等を明確化するよう努めることについて、ホームページへの掲載、入札説明の際に周知を行うよう努めるものとする。

(10) 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

- ① 国等は、特に人件費比率の高い役務契約に対し、業務内容に応じて部分払（毎月払い等）を行うよう配慮することに努めるものとする。

- ② 国等は、中小企業・小規模事業者との官公需契約における支払いまでの資金繰りに配慮し、国等に対する債権の譲渡が必要と認められる場合は適切に対応するものとする。特に、発注者から債権の譲渡制限の意思表示がなされた場合であっても、受注者による譲渡の効力は妨げられないことと改正された民法（明治29年法律第89号）第466条第2項の趣旨を踏まえ、国等は、中小企業・小規模事業者による資金調達の円滑化を図るため、国等の承諾を得なかつたとしても債権の譲渡は有効であることについて、ホームページへの掲載等により中小企業・小規模事業者に情報提供するなど、資金繰りへの配慮に努めるものとする。

7 ダンピング防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進

国等は、官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていることや最低賃金の引き上げに向けた環境整備の観点等を踏まえ、ダンピング対策の充実、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保等、適正価格での契約や価格と品質が総合的に優れた調達の推進を図るため、適切な対策を講ずる。

（1）ダンピング防止推進の周知

国等は、ダンピングの防止について、ホームページへの掲載、入札説明の際に周知を行うよう努めるものとする。

また、国等は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条を踏まえて、公共工事の入札の際に、入札金額の内訳書の提出を適切に求めしていくものとする。

（2）適切な予定価格の作成

① 国等は、役務及び工事等の発注に当たっては、需給の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ各都道府県における最低賃金額の改定も反映した額）等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成するものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等については、特に、最新の実勢価格や需給の状況等を考慮するよう努めるものとする。

② 国等は、公庫等及び地方公共団体における工事等の発注に際し、いわゆる歩切りや予定価格等の事前公表の取りやめ等が促進されるよう努めるものとする。

（3）低入札価格調査制度の適切な活用等

① 国等は、役務及び工事等の発注に当たっては、ダンピング受注の排除等適正価格による契約の推進のため、低入札価格調査制度を適切に活用するものとする。

② 国等は、特に人件費比率の高い役務契約については、適正な履行確保の観点から、低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合における措置として、人件費が明記された入札価格内訳書の徴収を徹底し、最低賃金額を下回る人件費でないことに留意するとともに、落札の決定があった旨の公表の徹底を行うものとする。

また、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）及び労働関連法等の所管行政庁は、その執行を図る上で、必要に応じ下記③において中小企業庁が取りまとめた情報も含め、低入札価格調査制度に基づく調査情報も活用する。

③ 中小企業庁は、特に人件費比率の高い役務契約であって人件費単価が低い業務（清掃等）について、各府省等が公表する低入札価格調査制度に基づく調査情報を取りまとめ、下請代金支払遅延等防止法、独占禁止法及び労働関連法等の所管行政庁に提供する。

④ 国等は、地方公共団体における役務及び工事等の発注に際し、低入札価格調査制度、最低制限価格制度及び入札ボンド制度等の適切な活用が促進されるよう努めるものとする。

(4) 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

- ① 国等は、契約前において、年度途中の最低賃金額の改定を踏まえた予算を確保し契約時点で反映しておくことや、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項を予め契約に入れることなどにより、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。
- ② 国等は、契約後において、最低賃金額の改定があった場合には契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に対し確認し、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。

8 地方公共団体への協力依頼

(1) 国等の契約の基本方針の要請等

国は、全ての地方公共団体に対して、国等の契約の基本方針に準じて、地域の実情に応じて必要な場合には、中小企業者に関する契約の方針等を策定すること等により、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めるよう要請する。

(2) 国等の契約の基本方針に準じて講じられた措置の実施状況の公表

中小企業庁は、地方公共団体による国等の契約の基本方針に準じて講じられた措置の実施状況について取りまとめ、その情報を公表するものとする。

また、地方公共団体の官公需施策の推進に資するため、地方公共団体による官公需施策の事例等を収集して取りまとめ、これらの情報を公表するものとする。

(3) 連携推進体制の活用

中小企業庁は、都道府県調達推進協議会及び地方推進協議会を活用して、国等の契約の基本方針に盛り込んだ中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための取組が一層効果的なものになるよう、情報提供に努めるものとする。

また、地方公共団体が地域の強み・特色を活かして、地域内の中小企業・小規模事業者の官公需受注機会の更なる増大を図るために方策についての検討を行う。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する基本的な事項

1 新規中小企業者の活用に関する基本的な事項

国等は、新規中小企業者の受注機会の増大を図るために、次の措置を強力に推進するものとする。

なお、公共工事については、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、品質が受注者の技術的能力等に負うところが大きいこと等の特性に鑑み、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、工事の経験、施工状況の評価、技術者の経験その他技術的能力を考慮し、工事の品質の確保に留意するものとする。その際、入札及び契約の透明性、競争の公正性の確保等に配慮するものとする。

(1) 新規中小企業者への配慮

① 国等は、役務及び工事等における一般競争入札の際には、契約の履行の確保に支障がない限り、過去の実績を過度に求めないように配慮するものとする。

また、競争参加者の資格の設定に際し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない等の場合であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、参加者の増加による競争性の向上が必要なときには、新規中小企業者の受注機会の増大を図る観点から、下位等級者

の参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

- ② 国等は、少額の随意契約による場合には、契約の内容、地域特性等を踏まえつつ、契約履行の支障の有無に留意しながら、新規中小企業者を見積先に含めるよう努めるものとする。
なお、見積先が固定化しないよう、小企業者を含む小規模事業者や国等との調達の実績が少ない新規中小企業者にも配慮するものとする。
- ③ 国等は、新規中小企業者が提供する新商品等について、公募により当該新商品等と同様の性を有する商品等を供給できる者が他にいないことが明らかになった場合であって、引き続き、供給できる者が他にいないことが明らかなときは、公募の手続きを省略することができる。
- ④ 国等は、指名競争による場合及び少額の随意契約による場合には、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号に基づく都道府県知事の認定に係る商品（「いわゆるトライアル発注認定商品」という。）、その他関係法令等で認定された商品又はサービスのうち、新規中小企業者が取り組むものについて、受注機会の増大を図るものとする。
- ⑤ 国等は、新規事業者の入札機会を拡大するために、物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格のあり方につき、引き続き検討を行う。
- ⑥ 国等は、新規中小企業者の受注能力の向上に資するために、新規中小企業者の相談に対し、上記第2に掲げる国等が設置する「官公需相談窓口」及び中小企業団体中央会が設置する「官公需総合相談センター」において、適切に対応するものとする。

（2）中小企業基盤整備機構の情報提供業務

- ① 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）は、中小企業庁と連携して、新規中小企業者が官公需向けに提供可能な商品・サービス等を登録するサイト（以下「ここから調達サイト」という。）を運営するとともに、当該サイト運営において、新規中小企業者の受注機会の増大を図るために必要な情報提供の充実に努めるものとする。
- ② また、ここから調達サイトの登録に当たっては、中小企業庁及び中小機構は、各府省等、地方公共団体、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等の関係機関と連携して、新規中小企業者に登録を促すものとする。

（3）地方公共団体と連携した地域の新規中小企業者への配慮

- ① 国等は、地方公共団体と連携して、地域の新規中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。
- ② 中小企業庁は、都道府県調達推進協議会及び地方推進協議会を活用して、地域の新規中小企業者の受注事例の把握に努め、その情報を提供する。
また、地方公共団体の長により認定された商品又はサービスの受注機会の増大を図るため、両協議会を活用して、こうした商品等を周知する機会等を提供するものとする。

2 組合の活用に関する基本的な事項

（1）事業協同組合等、官公需適格組合の受注の機会の増大

- ① 国等は、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づいて設立された事業協同組合等、及び同事業協同組合等の中から共同受注体制が整っていること等の要件を満たす組合で中小企業庁が証明した官公需適格組合の受注機会の増大に努めるものとする。
- ② 中小企業庁は、中小企業団体中央会が、事業協同組合等の共同受注体制を整備し、官公需適格組合設立を促進するため、共同受注のモデルとなる規約を整備し、普及促進を行う取組を支援する。

（2）官公需適格組合の活用

- ① 国等は、官公需適格組合の競争契約参加資格審査に当たっては、総合点の算定方法に関する特例の一層の活用に努めるとともに、中小企業庁は、地方推進協議会の場等を活用して特例の措置が講じられていない地方公共団体に対して、所要の措置が講じられるよう要請するものとする。
- ② 国等は、官公需適格組合制度について、官公需適格組合の発注機関別受注実績を公表するほか、各府省等は、中小企業庁と協力しつつ、発注機関に対し、当該制度の一層の周知徹底に努めるものとする。また、国は、地方公共団体に対する当該制度の一層の周知に努めるものとする。
- ③ 中小企業庁は、全国中小企業団体中央会が、新規中小企業者の受注力の向上を図るために行う、官公需適格組合への加入や新規組合の設立を促進するための説明会の開催等の取組を支援する。

第4 第1から第3までに掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

(1) 国等の契約の基本方針の普及及び徹底等

国等は、国等の契約の基本方針について、一層の普及及び徹底を図るものとする。また、国等の地方支分部局等は、地方推進協議会への参加等により得た中小企業・小規模事業者の声を踏まえ、地方の実情に即して、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

(2) 国等の契約の基本方針の措置状況の通知及び情報の公表

各府省等は、上記第2及び第3の諸項目に関する措置状況を中小企業庁あて通知する等、中小企業庁と密接な連絡を取るとともに、当該諸項目の進行について地方支分部局等を指導する等適切な管理を行い、その実施について遺憾のないよう努めるものとする。中小企業庁は、各府省等から通知された措置状況について取りまとめ、その情報を公表するものとする。

令和2年度中小企業・小規模事業者向け契約実績

(参考)

(単位:億円)

各 府 省 等 名	官 公 需 総 額 (A)	中小企業・小規 模事業者向け 契約実績額 (B)				新規中小 企業者向 け契約実 績額(C)	C/A (%)	
		物 件 工 事 役 務 計	物 件 工 事 役 務 計	物 件 工 事 役 務 計	B/A (%)			
衆議院	25	11	85	121	18	3	36	[0] 73.3 25.2 17.5 29.7 0.17
参議院	4	17	8	29	3	2	4	[0] 74.3 14.2 47.3 32.1 0.65
最高裁判所	37	189	158	384	21	77	54	151 2 57.4 40.6 33.8 39.4 0.62
会計検査院	1	[0]	7	9	1	[0]	3	4 [0] 62.5 98.0 42.8 47.1 2.39
内閣・内閣府	496	769	1,025	2,290	198	602	304	1,104 21 39.9 78.4 29.7 48.2 0.91
復興庁	1	0	2	3	[0]	0	1	2 [0] 58.4 0.0 52.3 54.0 2.48
総務省	75	6	145	226	48	3	57	108 6 64.5 43.3 39.5 47.9 2.52
法務省	721	531	678	1,930	256	265	205	727 11 35.6 49.9 30.2 37.6 0.56
外務省	11	2	45	58	6	2	28	36 4 53.4 93.0 62.8 61.8 7.25
財務省	186	141	455	782	87	120	244	451 12 46.8 85.0 53.7 57.7 1.51
文部科学省	468	7	83	557	440	2	33	475 [0] 94.0 25.3 40.1 85.1 0.08
厚生労働省	5,200	111	823	6,134	4,363	58	358	4,778 4 83.9 51.7 43.5 77.9 0.07
農林水産省	105	1,600	1,386	3,092	75	1,131	957	2,163 20 71.3 70.7 69.0 70.0 0.66
経済産業省	13	2	208	223	8	[0]	141	150 2 58.9 28.5 68.1 67.2 0.82
国土交通省	1,728	24,935	8,609	35,271	709	18,559	2,752	22,019 241 41.0 74.4 32.0 62.4 0.68
環境省	19	66	298	383	14	57	73	144 3 73.5 86.5 24.5 37.7 0.74
防衛省	2,318	2,316	1,144	5,778	1,504	963	691	3,158 93 64.9 41.6 60.4 54.7 1.61
国庫等計	11,409	30,703	15,157	57,270	7,751	21,844	5,919	35,514 421 67.9 71.1 39.1 62.0 0.73
公共等計	15,357	9,936	11,558	36,851	7,781	3,978	4,971	16,730 356 50.7 40.0 43.0 45.4 0.97
国等計	26,767	40,639	26,715	94,121	15,532	25,822	10,890	52,244 777 58.0 63.5 40.8 55.5 0.83

(注1) 計の欄の金額は、各府省等から令和2年度の実績として提出されたそれとの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

(注2) 括弧書([])は、金額が5千万円未満であることを示す。

令和2年度中小企業・小規模事業者向け契約実績(公庫等内訳)

(単位:百万円)

公 庫 等 名	官 公 需 総 繰 績 額 (A)					中 小 企 業 ・ 小 規 �模 事 業 者 向 け 契 約 実 繰 績 額 (B)			新規中 小 企 業 者 向 け 契 約 実 繰 績 額 (C)			C/A (%)	
	物 件	工 事	役 务	計	物 件	工 事	役 务	計	物 件	工 事	役 务	計	
内閣府所管計	492	133	4,685	5,310	253	105	1,656	2,013	106	51.4	78.8	35.3	37.9
独立行政法人国立公文書館	78	31	712	821	24	27	171	223	[0]	31.2	88.3	24.1	27.2
独立行政法人北方領土問題対策協会	87	6	265	359	16	6	243	266	0	18.9	100.0	91.7	74.2
独立行政法人国民生活センター	96	20	244	359	48	7	171	226	3	50.1	36.6	70.0	62.9
国立研究開発法人日本医療研究開発機構	92	[0]	2,032	2,124	90	[0]	604	694	95	97.0	100.0	29.7	32.7
沖縄振興開発金融公庫	140	75	1,432	1,647	75	63	466	605	7	53.7	84.2	32.5	36.7
総務省所管計	14,761	2,669	14,696	32,126	6,336	651	5,777	12,764	38	42.9	24.4	39.3	39.7
国立研究開発法人情報通信研究機構	14,709	2,664	14,045	31,418	6,294	647	5,347	12,288	36	42.8	24.3	38.1	39.1
独立行政法人統計センター	48	4	265	317	38	4	213	254	[0]	78.7	85.1	80.1	79.9
独立行政法人郵便貿易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構	5	0	386	391	5	0	218	223	1	100.0	0.0	56.4	56.9
法務省所管計	88	17	761	866	25	17	24	66	11	28.4	100.0	3.1	7.6
日本司法支援センター	88	17	761	866	25	17	24	66	11	28.4	100.0	3.1	7.6
外務省所管計	1,539	160	12,390	14,089	607	34	8,184	8,824	748	39.4	21.1	66.1	62.6
独立行政法人国際協力機構	1,521	143	12,123	13,787	592	32	7,976	8,600	748	38.9	22.5	65.8	62.4
独立行政法人国際交流基金	18	18	266	302	15	2	207	224	0	80.3	9.6	78.0	74.2
財務省所管計	18,221	3,683	10,318	32,222	6,853	2,135	2,645	11,633	372	37.6	58.0	25.6	36.1
独立行政法人酒類総合研究所	597	120	255	972	394	64	100	558	33	66.0	53.2	39.2	57.4
独立行政法人造幣局	7,458	774	2,629	10,860	3,285	464	413	4,162	75	44.1	59.9	15.7	38.3
独立行政法人国立印刷局	10,165	2,789	7,434	20,389	3,173	1,607	2,132	6,912	264	31.2	57.6	28.7	33.9
文部科学省所管計	894,001	280,961	637,576	1,812,538	538,158	159,966	291,328	989,452	22,166	60.2	56.9	45.7	54.6
国立大学法人北海道大学	31,755	3,678	6,476	41,909	13,312	1,769	4,389	19,471	1,984	41.9	48.1	67.8	46.5
国立大学法人北海道教育大学	1,525	970	704	3,199	795	956	453	2,204	3	52.1	98.5	64.4	68.9
													0.11

(注1) 計の欄の金額は、各府省等から令和2年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

(注2) 括弧書([])は、金額が30万円未満であることを示す。

令和2年度中小企業・小規模事業者向け契約実績(公庫等内訳)

(単位:百万円)

公 庫 等	名	官 公 需 総 実 績 額 (A)			中 小 企 業 ・ 小 規 �模 事 業 者 向 け 契 約 実 績 額 (B)			B/A (%)			C/A (%)	
		物 件	工 事	役 务	物 件	工 事	役 务	計	物 件	工 事	役 务	
国立大学法人室蘭工業大学	809	481	369	1,658	511	341	196	1,049	23	63.3	70.9	53.1
国立大学法人小樽商科大学	292	268	294	854	129	268	152	548	8	44.2	100.0	51.6
国立大学法人帯広畜産大学	1,058	752	205	2,016	637	745	113	1,495	7	60.2	99.0	55.1
国立大学法人旭川医科大学	10,942	178	3,744	14,865	6,474	114	2,085	8,673	44	59.2	64.2	55.7
国立大学法人北見工業大学	562	358	406	1,327	388	356	223	967	[0]	69.0	99.3	54.9
国立大学法人弘前大学	13,850	1,449	19,382	34,682	7,789	1,430	7,713	16,932	38	56.2	98.7	39.8
国立大学法人岩手大学	1,550	535	1,195	3,280	1,462	521	1,124	3,107	23	94.3	97.5	94.1
国立大学法人東北大学	37,726	5,927	18,871	62,524	17,347	3,342	8,615	29,304	1,858	46.0	56.4	45.7
国立大学法人宮城教育大学	277	1,366	572	2,215	176	1,255	457	1,888	3	63.7	91.9	79.8
国立大学法人秋田大学	12,846	1,316	3,903	18,065	5,328	965	1,390	7,683	88	41.5	73.3	35.6
国立大学法人山形大学	12,147	3,261	6,581	21,988	10,589	1,376	1,683	13,649	311	87.2	42.2	25.6
国立大学法人福島大学	710	442	550	1,702	525	378	477	1,381	94	74.0	85.6	86.8
国立大学法人茨城大学	1,208	777	1,299	3,285	627	654	504	1,785	35	51.9	84.2	38.8
国立大学法人筑波大学	17,854	4,548	6,592	28,994	12,499	4,504	5,728	22,731	818	70.0	99.0	86.9
国立大学法人筑波技术大学	293	264	225	782	233	200	191	624	39	79.6	75.7	84.6
国立大学法人宇都宮大学	1,082	655	904	2,641	842	511	596	1,949	45	77.7	78.1	65.9
国立大学法人群馬大学	14,942	1,685	6,890	23,516	10,674	1,532	4,662	16,868	228	71.4	90.9	67.7
国立大学法人埼玉大学	1,265	702	1,117	3,085	845	652	484	1,981	58	66.8	92.8	43.4
国立大学法人千葉大学	27,070	12,108	8,188	47,366	17,245	3,253	5,478	25,976	372	63.7	26.9	66.9
国立大学法人東京医歯科大学	28,186	15,023	24,967	68,177	18,383	7,467	13,234	39,084	271	65.2	49.7	53.0
国立大学法人東京外国语大学	21,219	1,623	7,672	30,514	6,091	477	2,207	8,774	48	28.7	29.4	28.8
国立大学法人東京外国语大学	185	736	641	1,561	151	691	211	1,053	2	81.8	94.0	32.9
												67.5
												0.15

(注1) 計の欄の金額は、各府省等から令和2年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

(注2) 括弧書([])は、金額が30万円未満であることを示す。

令和2年度中小企業・小規模事業者向け契約実績(公庫等内訳)

(単位:百万円)

公 庫 等	名	官 公 需 総 実 績 額 (A)				中 小 企 業 ・ 小 規 �模 事 業 者 向 け 契 約 実 績 額 (B)				B/A (%)				C/A (%)
		物 件	工 事	役 务	計	物 件	工 事	役 务	計	物 件	工 事	役 务	計	
国立大学法人東京学芸大学	831 1,002	722	2,555	376	968	401	1,745	6	45.2	96.7	55.5	68.3	0.25	
国立大学法人東京農工大学	2,669 581	1,376	4,627	1,844	541	1,121	3,505	27	69.1	93.0	81.4	75.7	0.58	
国立大学法人東京藝術大学	635 1,173	850	2,658	473	987	633	2,094	2	74.5	84.1	74.5	78.8	0.06	
国立大学法人東京工業大学	11,711 5,114	4,236	21,062	8,511	2,798	1,997	13,306	231	72.7	54.7	47.1	63.2	1.10	
国立大学法人東京海洋大学	1,084 406	564	2,053	678	399	109	1,187	46	62.6	98.3	19.4	57.8	2.25	
国立大学法人お茶の水女子大学	866 1,072	954	2,893	444	950	602	1,996	11	51.3	88.6	63.1	69.0	0.40	
国立大学法人電気通信大学	1,495 390	722	2,606	1,036	368	548	1,952	2	69.3	94.4	75.9	74.9	0.07	
国立大学法人一橋大学	920 498	1,368	2,786	485	470	826	1,780	88	52.7	94.3	60.4	63.9	3.17	
国立大学法人横浜国立大学	2,271 1,431	1,443	5,145	1,863	830	1,137	3,830	166	82.0	58.0	78.8	74.4	3.22	
国立大学法人新潟大学	12,514 1,724	5,779	20,017	8,377	1,345	2,721	12,444	51	66.9	78.1	47.1	62.2	0.26	
国立大学法人長岡技術科学大学	1,876 524	767	3,167	1,491	509	519	2,519	8	79.5	97.2	67.6	79.5	0.24	
国立大学法人上越教育大学	305 591	393	1,288	240	430	318	988	97	78.7	72.9	81.0	76.7	7.51	
国立大学法人富山大学	12,204 1,277	3,461	16,942	11,834	1,165	1,738	14,737	524	97.0	91.2	50.2	87.0	3.09	
国立大学法人金沢大学	16,723 1,363	5,453	23,540	10,012	997	3,850	14,859	156	59.9	73.1	70.6	63.1	0.66	
国立大学法人福井大学	8,334 801	2,713	11,849	5,145	771	1,334	7,249	232	61.7	96.2	49.2	61.2	1.96	
国立大学法人山梨大学	11,748 7,744	3,684	23,177	7,692	3,627	1,706	13,025	214	65.5	46.8	46.3	56.2	0.92	
国立大学法人信州大学	14,466 2,657	6,357	23,480	7,820	2,607	2,366	12,794	524	54.1	98.1	37.2	54.5	2.23	
国立大学法人静岡大学	1,395 1,298	1,246	3,938	993	1,156	786	2,935	99	71.2	89.1	63.1	74.5	2.50	
国立大学法人浜松医科大学	12,974 1,191	3,829	17,994	6,266	359	1,442	8,066	181	48.3	30.1	37.6	44.8	1.01	
国立大学法人東海国立大学機構	41,822 5,477	17,728	65,026	21,471	2,212	10,605	34,287	522	51.3	40.4	59.8	52.7	0.80	
国立大学法人愛知教育大学	525 1,256	677	2,457	376	703	433	1,512	20	71.6	56.0	64.0	61.5	0.82	
国立大学法人名古屋工業大学	1,625 1,171	954	3,750	1,525	1,145	656	3,327	2	93.9	97.8	68.8	88.7	0.05	

(注1) 計の欄の金額は、各府省等から令和2年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

令和2年度中小企業・小規模事業者向け契約実績(公庫等内訳)

(単位:百万円)

公 庫 等	名	官 公 需 総 繰 績 額 (A)				中 小 企 業・小 規 �模 事 業 者 向 け 契 約 実 繰 績 額 (B)				B/A (%)				C/A (%)
		物 件	工 事	役 务	計	物 件	工 事	役 务	計	物 件	工 事	役 务	計	
国立大学法人豊橋技術科学大学	1,306	687	861	2,854	748	643	249	1,639	56	57.3	93.5	28.9	57.4	1.97
国立大学法人三重大学	6,373	1,932	3,458	11,763	2,850	1,339	1,019	5,208	37	44.7	69.3	29.5	44.3	0.31
国立大学法人滋賀大学	586	304	276	1,166	354	304	195	853	30	60.5	100.0	70.7	73.2	2.58
国立大学法人滋賀医科大学	11,423	2,106	3,164	16,694	5,367	1,863	1,189	8,420	90	47.0	88.5	37.6	50.4	0.54
国立大学法人京都大学	22,153	10,650	19,020	51,822	16,689	5,610	10,067	32,366	1,444	75.3	52.7	52.9	62.5	2.79
国立大学法人京都教育大学	485	776	485	1,746	261	776	291	1,328	5	53.7	100.0	60.0	76.1	0.31
国立大学法人京都工芸繊維大学	1,102	398	525	2,025	672	382	310	1,364	59	61.0	95.9	59.0	67.3	2.92
国立大学法人大阪大学	38,777	17,817	19,152	75,745	28,548	10,451	9,608	48,608	2,438	73.6	58.7	50.2	64.2	3.22
国立大学法人大阪教育大学	1,004	404	767	2,174	415	113	442	970	121	41.3	28.1	57.6	44.6	5.55
国立大学法人兵庫教育大学	197	537	145	880	111	533	128	771	6	56.0	99.2	88.1	87.7	0.69
国立大学法人神戸大学	28,437	2,453	8,825	39,715	13,676	2,248	6,060	21,984	202	48.1	91.6	68.7	55.4	0.51
国立大学法人奈良教育大学	255	283	109	647	157	266	90	513	0	61.7	94.0	82.2	79.3	0.00
国立大学法人奈良女子大学	418	872	611	1,901	295	862	276	1,432	23	70.4	98.9	45.1	75.3	1.22
国立大学法人和歌山大学	726	820	421	1,967	470	801	262	1,533	38	64.8	97.6	62.2	77.9	1.95
国立大学法人鳥取大学	11,754	1,659	5,457	18,869	7,909	1,418	3,442	12,769	83	67.3	85.5	63.1	67.7	0.44
国立大学法人島根大学	10,750	2,361	3,950	17,061	5,792	1,692	1,084	8,569	110	53.9	71.7	27.4	50.2	0.65
国立大学法人岡山大学	18,163	5,278	7,931	31,373	8,877	2,401	3,095	14,374	176	48.9	45.5	39.0	45.8	0.56
国立大学法人広島大学	20,952	4,141	4,625	29,719	12,125	3,306	3,647	19,078	358	57.9	79.8	78.9	64.2	1.20
国立大学法人山口大学	9,945	3,077	10,115	23,136	4,966	962	4,344	10,272	234	49.9	31.3	42.9	44.4	1.01
国立大学法人徳島大学	15,467	1,742	3,326	20,535	8,809	1,683	1,403	11,895	68	57.0	96.6	42.2	57.9	0.33
国立大学法人鳴門教育大学	462	628	173	1,262	314	429	124	867	10	68.0	68.3	72.0	68.7	0.76
国立大学法人香川大学	11,325	1,637	3,670	16,632	10,379	1,627	3,065	15,070	101	91.6	99.3	83.5	90.6	0.60

(注) 計の欄の金額は、各府省等から令和2年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

令和2年度中小企業・小規模事業者向け契約実績(公庫等内訳)

(単位:百万円)

公 庫 等 名	官 公 需 総 実 績 額 (A)					中 小 企 業・小 規 �模 事 業 者 向 け 契 約 実 績 額 (B)					B/A (%)			C/A (%)
	物 件	工 事	役 务	計	物 件	工 事	役 务	計	物 件	工 事	役 务	計		
国立大学法人愛媛大学	14,032	4,297	3,740	22,068	10,091	3,575	2,431	16,096	77	71.9	83.2	65.0	72.9	0.35
国立大学法人高知大学	11,476	669	3,412	15,558	9,419	461	2,383	12,262	59	82.1	68.8	69.8	78.8	0.38
国立大学法人福岡教育大学	445	380	358	1,183	214	350	194	757	0	48.0	92.0	54.2	64.0	0.00
国立大学法人九州大学	35,738	5,178	13,066	53,982	19,802	4,314	8,929	33,045	790	55.4	83.3	68.3	61.2	1.46
国立大学法人九州工業大学	1,037	2,002	1,183	4,222	709	1,672	712	3,092	28	68.3	83.5	60.1	73.2	0.66
国立大学法人佐賀大学	10,560	3,806	5,800	20,166	5,271	2,107	3,568	10,946	58	49.9	55.4	61.5	54.3	0.29
国立大学法人長崎大学	18,736	2,414	4,209	25,358	9,872	2,176	1,570	13,618	390	52.7	90.2	37.3	53.7	1.54
国立大学法人熊本大学	18,743	2,639	5,993	27,375	12,969	1,344	3,440	17,753	90	69.2	50.9	57.4	64.9	0.33
国立大学法人大分大学	10,969	1,944	3,980	16,893	4,418	1,937	1,933	8,289	68	40.3	99.7	48.6	49.1	0.40
国立大学法人宮崎大学	12,958	2,310	6,058	21,326	11,767	2,213	3,541	17,521	22	90.8	95.8	58.4	82.2	0.10
国立大学法人鹿児島大学	14,992	2,000	5,706	22,697	5,292	1,527	2,709	9,528	89	35.3	76.3	47.5	42.0	0.39
国立大学法人鹿屋体育大学	219	707	234	1,160	148	610	106	864	13	67.6	86.3	45.4	74.5	1.11
国立大学法人琉球大学	11,623	36,686	4,254	52,562	11,228	2,772	3,064	17,064	71	96.6	7.6	72.0	32.5	0.14
国立大学法人政策研究大学院大学	96	0	638	735	48	0	266	314	9	49.9	0.0	41.7	42.8	1.19
国立大学法人総合研究大学院大学	146	59	185	389	119	55	108	281	6	81.4	93.6	58.3	72.3	1.43
国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学	982	409	644	2,034	647	376	413	1,436	14	65.9	91.9	64.2	70.6	0.71
国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学	1,228	888	931	3,047	944	877	476	2,297	38	76.9	98.7	51.1	75.4	1.24
大学共同利用機関法人人間文化研究機構	1,323	615	2,562	4,500	1,027	462	1,671	3,160	68	77.6	75.2	65.2	70.2	1.51
大学共同利用機関法人自然科学研究機構	4,911	1,470	5,580	11,961	3,161	1,021	1,280	5,462	143	64.4	69.5	22.9	45.7	1.19
大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構	6,472	2,033	11,189	19,693	4,057	734	2,980	7,772	325	62.7	36.1	26.6	39.5	1.65
大学共同利用機関法人情報システム研究機構	4,600	1,468	11,302	17,370	2,350	650	4,135	7,135	695	51.1	44.3	36.6	41.1	4.00
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	110	136	113	359	74	132	84	290	[0]	67.6	97.1	74.4	81.0	0.08

(注1) 計の欄の金額は、各府省等から令和2年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

(注2) 括弧書([])は、金額が30万円未満であることを示す。

令和2年度中小企業・小規模事業者向け契約実績(公庫等内訳)

(単位:百万円)

公 庫 等 名	官 公 需 総 � 實 績 額 (A)					中 小 企 業 ・ 小 規 �模 事 業 者 向 け 契 約 実 績 額 (B)			B/A (%)			C/A (%)	
	物 件	工 事	役 务	計	物 件	工 事	役 务	計	物 件	工 事	役 务	計	
独立行政法人教職員支援機構	69	321	290	680	58	191	185	434	1	84.7	59.4	63.8	63.9 0.10
独立行政法人大学入試センター	111	23	344	479	93	5	276	374	7	84.0	19.9	80.1	78.1 1.52
独立行政法人国立青少年教育振興機構	876	1,848	2,205	4,929	385	1,341	1,255	2,981	39	44.0	72.5	56.9	60.5 0.80
独立行政法人国立女性教育会館	76	359	131	565	32	357	125	514	71	42.2	99.6	95.2	90.9 12.53
独立行政法人国立科学博物館	408	322	1,090	1,821	187	264	396	847	101	46.0	81.9	36.3	46.5 5.56
独立行政法人国立美術館	641	1,154	3,041	4,835	312	47	1,192	1,550	14	48.6	4.0	39.2	32.1 0.28
独立行政法人国立文化財機構	1,829	722	2,428	4,980	1,303	417	1,182	2,902	23	71.2	57.8	48.7	58.3 0.46
独立行政法人日本スポーツ振興センター	781	641	911	2,333	485	479	530	1,494	10	62.2	74.7	58.1	64.0 0.44
独立行政法人日本芸術文化振興会	293	273	2,989	3,554	220	241	1,636	2,097	2	75.2	88.3	54.8	59.0 0.06
独立行政法人日本学術振興会	1,148	0	1,401	2,548	83	0	359	442	0	7.2	0.0	25.6	17.3 0.00
独立行政法人大学改革・学位授与機構	130	72	333	534	87	62	179	328	7	66.9	86.1	53.8	61.3 1.40
独立行政法人日本学生支援機構	910	145	4,373	5,427	422	63	2,183	2,668	66	46.4	43.5	49.9	49.2 1.21
独立行政法人国立高等専門学校機構	11,211	22,838	6,900	40,949	8,156	21,440	4,920	34,516	376	72.7	93.9	71.3	84.3 0.92
国立研究開発法人人物・材料研究機構	6,541	1,388	3,104	11,033	5,403	954	2,266	8,623	155	82.6	68.7	73.0	78.2 1.41
国立研究開発法人防災科学技術研究所	468	158	3,520	4,146	353	138	660	1,151	3	75.4	87.2	18.7	27.8 0.07
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	24,472	5,219	22,574	52,265	13,320	609	11,375	25,305	578	54.4	11.7	50.4	48.4 1.11
国立研究開発法人科学技術振興機構	1,955	263	8,972	11,190	1,243	71	2,818	4,133	357	63.6	27.1	31.4	36.9 3.19
国立研究開発法人理化学研究所	18,162	3,865	13,398	35,426	15,118	1,650	8,352	25,119	812	83.2	42.7	62.3	70.9 2.29
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	13,602	8,344	126,289	148,235	2,863	1,299	10,877	15,040	572	21.1	15.6	8.6	10.1 0.39
国立研究開発法人海洋研究開発機構	2,319	182	3,317	5,818	1,176	133	1,579	2,888	173	50.7	73.3	47.6	49.6 2.97
日本原子力研究開発機構	14,803	1,755	52,002	68,560	10,704	1,679	43,588	55,971	395	72.3	95.7	83.8	81.6 0.58
日本私立学校振興・共済事業団	1,397	558	2,739	4,694	741	357	800	1,897	52	53.0	63.9	29.2	40.4 1.12

(注) 計の欄の金額は、各府省等から令和2年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

令和2年度中小企業・小規模事業者向け契約実績(公庫等内訳)

(単位:百万円)

公 庫 等 名	官 公 需 総 實 繢 額 (A)					中 小 企 業 ・ 小 規 �模 事 業 者 向 け 契 約 実 繢 額 (B)			新規中 小 企 業 者 向 け 契 約 実 繢 額 (C)			C/A (%)	
	物 件	工 事	役 务	計	物 件	工 事	役 务	計	物 件	工 事	役 务	計	
厚生労働省所管計	537,329	66,652	252,585	856,566	185,830	16,854	103,909	306,593	4,434	34.6	25.3	41.1	35.8
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所	1,395	335	1,493	3,223	1,121	331	832	2,283	5	80.3	98.9	55.7	70.8
独立行政法人労働者健康安全機構	95,176	15,095	42,472	152,744	30,481	1,966	15,849	48,296	348	32.0	13.0	37.3	31.6
年金積立金管理運用独立行政法人	3	0	390	393	1	0	37	38	1	44.7	0.0	9.4	9.6
独立行政法人勤労者退職金共済機構	106	0	1,995	2,101	86	0	1,507	1,593	4	80.6	0.0	75.5	75.8
独立行政法人福祉医療機構	202	0	443	645	143	0	166	309	2	70.7	0.0	37.6	48.0
独立行政法人労働政策研究・研修機構	113	128	406	647	85	128	297	510	3	75.6	99.9	73.1	78.8
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	145	203	406	754	135	192	400	727	[0]	93.2	94.5	98.4	96.4
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	5,259	3,723	10,352	19,334	3,420	3,583	3,853	10,856	337	65.0	96.2	37.2	56.1
独立行政法人国立病院機構	275,368	21,944	102,240	399,553	78,286	6,498	44,671	129,454	1,007	28.4	29.6	43.7	32.4
独立行政法人医薬品医療機器総合機構	1,985	0	4,953	6,937	354	0	525	878	10	17.8	0.0	10.6	12.7
独立行政法人地域医療機能推進機構	84,187	18,891	44,539	147,616	20,992	672	16,321	37,984	1,388	24.9	3.6	36.6	25.7
日本年金機構	3,072	2,553	8,320	13,944	2,469	1,601	3,960	8,029	599	80.4	62.7	47.6	57.6
国立研究開発法人国立がん研究センター	26,038	977	11,114	38,129	25,026	458	5,335	30,819	69	96.1	46.9	48.0	80.8
国立研究開発法人国立循環器病研究センター	11,980	16	3,856	15,851	9,615	2	1,246	10,863	151	80.3	13.2	32.3	68.5
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	3,236	588	3,392	7,217	779	573	927	2,278	42	24.1	97.3	27.3	31.6
国立研究開発法人国際医療研究センター	14,685	935	9,526	25,146	7,528	829	4,624	12,980	292	51.3	88.7	48.5	51.6
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	11,793	1,265	4,619	17,677	4,164	21	1,896	6,082	177	35.3	1.7	41.1	34.4
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	2,587	0	2,068	4,655	1,147	0	1,465	2,612	1	44.4	0.0	70.8	56.1
農林水産省所管計	32,005	126,826	44,644	203,475	14,315	15,567	21,196	51,078	1,416	44.7	12.3	47.5	25.1
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	359	53	286	698	264	10	143	418	1	73.7	18.4	50.1	59.9
独立行政法人家畜改良センター	1,473	1,540	715	3,729	815	1,529	275	2,619	46	55.3	99.2	38.5	70.2
													1.23

(注1) 計の欄の金額は、各府省等から令和2年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

(注2) 括弧書([])は、金額が30万円未満であることを示す。

令和2年度中小企業・小規模事業者向け契約実績(公庫等内訳)

(単位:百万円)

公 庫 等 名	官 公 需 総 � 實 績 額 (A)					中 小 企 業 ・ 小 規 模 事 業 者 向 け 契 約 実 績 額 (B)			新規中 小 企 業 者 向 け契 約 実 績 額 (C)			C/A (%)	
	物 件	工 事	役 务	計	物 件	工 事	役 务	計	物 件	工 事	役 务	計	
國立研究開発法人水産研究・教育機構	4,001	952	3,416	8,369	2,272	823	2,634	5,729	44	56.8	86.4	77.1	68.5
國立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	7,731	2,912	6,662	17,305	5,869	2,679	3,037	11,585	511	75.9	92.0	45.6	66.9
國立研究開発法人国際農林水産業研究センター	568	129	175	872	483	92	153	728	93	85.2	70.9	87.5	83.5
國立研究開発法人森林研究・整備機構	1,758	773	5,041	7,572	1,192	469	1,961	3,622	555	67.8	60.7	38.9	47.8
独立行政法人農畜産業振興機構	207	0	677	884	59	0	299	358	8	28.5	0.0	44.2	40.5
独立行政法人農業者年金基金	32	0	55	87	26	0	21	47	1	82.9	0.0	38.3	54.6
独立行政法人農林漁業信用基金	81	0	373	455	74	0	112	186	1	91.2	0.0	30.1	41.0
日本中央競馬会	15,795	120,467	27,243	163,505	3,260	9,966	12,560	25,787	155	20.6	8.3	46.1	15.8
經濟産業省所管計	21,247	3,593	45,384	70,224	16,135	2,382	17,795	36,312	1,630	75.9	66.3	39.2	51.7
独立行政法人経済産業研究所	51	0	173	223	31	0	92	123	0	61.9	0.0	53.3	55.2
独立行政法人工業所有権情報・研修館	52	0	699	751	39	0	502	541	18	75.0	0.0	71.9	72.1
國立研究開発法人産業技術総合研究所	18,591	2,561	19,303	40,456	14,472	1,755	10,032	26,259	870	77.8	68.5	52.0	64.9
独立行政法人製品評価技術基盤機構	719	117	802	1,637	491	75	312	878	24	68.3	64.4	39.0	53.6
独立行政法人情報処理推進機構	450	24	6,160	6,633	106	0	1,117	1,223	189	23.6	0.0	18.1	18.4
國立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	119	7	4,970	5,095	116	0	280	396	21	97.2	0.0	5.6	7.8
独立行政法人日本貿易振興機構	279	64	4,757	5,100	160	63	1,014	1,237	377	57.3	98.1	21.3	24.3
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	503	778	4,534	5,815	292	449	2,129	2,870	66	58.1	57.8	46.9	49.3
独立行政法人中小企業基盤整備機構	483	43	3,987	4,513	428	40	2,316	2,784	65	88.5	91.7	58.1	61.7
国土交通省所管計	11,463	507,797	117,436	636,696	6,727	199,255	41,214	247,196	4,572	58.7	39.2	35.1	38.8
國立研究開発法人土木研究所	558	850	2,630	4,037	481	692	1,670	2,842	76	86.2	81.4	63.5	70.4
國立研究開発法人建築研究所	141	125	1,605	1,871	109	125	1,309	1,543	36	77.2	100.0	81.5	82.5
独立行政法人水资源機構	1,156	22,952	14,913	39,022	860	16,077	11,468	28,405	40	74.4	70.0	76.9	72.8

(注) 計の欄の金額は、各府省等から令和2年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

令和2年度中小企業・小規模事業者向け契約実績(公庫等内訳)

(単位:百万円)

公 庫 等 名	官 公 需 総 実 績 額 (A)						中 小 企 業 ・ 小 規 �模 事 業 者 向 け 契 約 実 績 額 (B)			B/A (%)			C/A (%)
	物 件	工 事	役 务	計	物 件	工 事	役 务	計	物 件	工 事	役 务	計	
独立行政法人都市再生機構	2,067	272,815	57,294	332,176	615	120,498	13,413	134,526	3,689	29.7	44.2	23.4	40.5
独立行政法人奄美群島振興開発基金	2	0	3	5	2	0	2	4	0	89.9	0.0	70.9	79.3
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	11	0	358	369	2	0	15	17	1	18.1	0.0	4.2	4.6
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所	1,116	976	2,710	4,802	768	254	1,452	2,474	134	68.8	26.1	53.6	51.5
独立行政法人海技教育機構	705	472	1,143	2,320	429	471	403	1,304	5	60.9	100.0	35.3	56.2
独立行政法人航空大学校	254	219	1,578	2,051	188	30	926	1,144	5	74.2	13.6	58.7	55.8
独立行政法人自動車技術総合機構	3,420	1,617	2,122	7,160	1,987	1,532	634	4,153	64	58.1	94.7	29.9	58.0
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,225	207,463	11,300	219,988	818	59,365	4,321	64,504	22	66.8	28.6	38.2	29.3
独立行政法人国際観光振興機構	26	0	8,683	8,709	18	0	1,533	1,551	473	69.9	0.0	17.7	17.8
独立行政法人自動車事故対策機構	531	12	367	909	301	9	250	560	16	56.7	74.0	68.1	61.5
独立行政法人空港周辺整備機構	6	113	21	139	5	107	12	124	1	84.4	95.3	55.3	88.8
独立行政法人住宅金融支援機構	242	183	12,708	13,134	141	94	3,806	4,041	11	58.0	51.4	30.0	30.8
環境省所管計	4,238	1,056	15,279	20,573	2,502	804	3,293	6,599	90	59.0	76.1	21.6	32.1
国立研究開発法人国立環境研究所	4,170	1,056	14,675	19,902	2,444	804	3,105	6,354	74	58.6	76.1	21.2	31.9
独立行政法人環境再生保全機構	67	[0]	604	671	57	0	188	245	17	85.0	0.0	31.1	36.5
防衛省所管計	355	27	82	465	347	27	72	446	54	97.6	100.0	87.4	96.0
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	355	27	82	465	347	27	72	446	54	97.6	100.0	87.4	96.0

(注1) 計の欄の金額は、各府省等から令和2年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

(注2) 括弧書([])は、金額が50万円未満であることを示す。